令和６年８月３０日制定
令和６年１１月１日改定

島原市週休２日モデル工事の試行要領

１　試行目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和６年４月より建設業に適用された改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制もあり、建設業における週休２日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休２日」を推進することを目的とする。

２　試行方針

(1) 試行適用時期

令和６年１０月１日以降に起工する工事

(2) 試行対象工事

①　島原市が発注する工事において、以下のいずれにも該当しない請負工事を対象とする。

ア　災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法第３３条許可対象工事）

※「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応」（除雪工事や応急復旧工事）

※災害復旧工事のうち災害査定後に実施される本復旧工事については、本試行要領の対象工事とする。

イ　工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が４週間未満であることが想定される工事

ウ　発注部署の長が対象工事に適さないと判断する工事

②　現場作業期間には本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等も含めるものとする。（工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量など）

③　試行対象工事は、入札公告、入札執行通知書及び特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。

④　本試行対象となる発注工事において受注者希望型による発注を行わない場合は、事前に契約管財課へ協議のこと。

(3) 試行内容

①　週休２日とは４週８休以上を基本とするが、少なくとも４週５休以上の休日を確保することとし、休日は、現場閉所とする。

② 現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。また、以下についても現場閉所日とみなす。

ア 降雨、降雪等よる予定外の現場休工日

イ 受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日

③ 休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。

④ 下請業者に対しては、協力を依頼する。

(4) 試行方式

① 週休２日モデル工事の試行においては、４週８休以上を基本とするが、４週６休以上についても評価を行うこととする。

ただし、年末年始休暇（６日）、夏季休暇（３日）は週休２日とは別に休日として確保する。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に限り週休２日の対象とすることができる。

なお、労働基準法第３５条(休日)を逸脱してはならない。

> （休日）
> 第三十五条
> 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。
> ２ 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。

② 当初発注時点において、現場閉所による週休２日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。

③ 工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

(5) 受注者の取り組み内容と発注者の確認

① 受注者は、「週休２日」の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。また、実施する場合は、「４週８休」「４週７休」「４週６休」のいずれのパターンで実施するか明記するものとする。

② 実施する場合は、以下の条件を満たす週休２日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。

ア 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。

イ 対象期間中、工事現場を週休２日相当の休日とするものとする。

ウ 夏季休暇（３日）、年末年始休暇（６日）は週休２日とは別に休日として確保する。工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている日は休日に含まない。

③ 受注者は、不測の事態等により予定工程に変更（土日作業等）が生じた場合には、その変更予定工期とその理由について発注者と協議を行う。

④ 受注者は、対象期間中、「週休２日モデル工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。

⑤ 発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

⑥ 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

⑦ 受注者は、実施工程表等により、「週休２日」の実施状況を取りまとめ、月１回監督職員へ報告するものとする。

３ 週休２日モデル工事の実施方法

(1) 入札方式

入札方式は、制限付き一般競争入札（総合評価落札方式を含む）および指名競争入札とする。

(2) 発注方式

① 「受注者希望型」とする。

② 「受注者希望型」とは、発注者が週休２日の試行対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休２日を実施するか否かを判断し、実施するもの。

４ 週休２日モデル工事実施の推進のための措置

(1) 週休２日モデル工事の積算による措置

① 「週休２日補正係数」については、港湾・漁港請負工事積算基準による工事については４週８休以上を達成した場合のみ対象とする。

※労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価については補正の対象としない。

② 「週休２日補正係数」については、当初設計において「４週８休」の補正を行い発注し、契約後、受注者が週休２日を選択した場合に、竣工時において現場閉所の達成状況により、各パターンの補正に応じた変更契約を行う。当初「４

週７休」「４週６休」を選択した場合において、４週８休以上を達成したとしても補正は、当初選択したパターンの補正とする。なお、当初「４週８休」「４週７休」の現場閉所を目標としたものの閉所状況が目標に満たない場合は、閉所状況に応じたパターンの補正を実施するものとする。なお、４週６休以上が未達成の場合、並びに受注者が週休２日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。

③　各週休パターンにおける現場の閉所状況は、下記のとおりとする。

ア　「４週８休」：４週８休以上
　現場閉所率が２８．５％（８日/２８日）以上の場合

イ　「４週７休」：４週７休以上４週８休未満
　現場閉所率が２５％（７日/２８日）以上２８．５％未満の場合

ウ　「４週６休」：４週６休以上４週７休未満
　現場閉所率が２１．４％（６日/２８日）以上２５％未満の場合

④　週休２日補正係数については、別表のとおりとする。

(2) 工事工期の措置

週休２日モデル工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休２日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

(3) 工事成績評定における評価（島原市建設工事成績評定要領対象工事のみ。竣工時に評価する。）

①　週休２日が実施された場合には、別に定める島原市建設工事成績評定要領により、評価を行う。

②　週休２日に取り組んだ結果、受注者の責において週休２日（４週６休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

(4) 週休２日モデル工事拡大に向けた措置

①　週休２日を実施しない場合においても、少なくとも４週５休以上を確保するものとする。

②　受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。

③　受注者の責において４週５休以上が実施できなかった場合であっても、当面は減点評価を行わない。

④　各経費の補正は対象期間全体に対する週休２日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は１ヵ月ごとに４週８休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

5　週休２日モデル工事の発注時の対応

週休２日モデル工事であることを入札公告、入札執行通知書及び設計図書（特記仕様書 施工条件明示 工程関係）に明示する。

【受注者希望型】

週休２日モデル工事における現場閉所の実施

本工事は、週休２日モデル工事（受注者希望型）であり、４週８休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休２日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休２日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の１）から７）によるものとする。

ただし、実施しない場合においても４週５休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、１７．８％（５日/２８日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

１）週休２日は４週８休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、４週６休以上の休日を確保することとする。

２）現場閉所による週休２日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休２日対象外作業	○○
週休２日対象外期間	令和○年○月○○日～令和○年○月○○日

３）予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害

対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

4）元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

5）受注者は、当初設定された工期が週休２日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6）（○○積算基準による工事又は△△工事の場合）

４週８休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、週休２日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、変更契約を行うものとする。また、４週６休未満の場合並びに週休２日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。４週８休以上とは、現場閉所率28.5%（8 日/28 日）以上の場合、４週７休以上４週８休未満とは、現場閉所率が 25%（7 日/28 日）以上 28.5%未満の場合、４週６休以上４週７休未満とは、現場閉所率が 21.4%（6 日/28 日）以上 25%未満の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、別表のとおりとする。

7）対象期間中、工事現場に週休２日モデル工事であることを現場に看板等により掲示すること。

別表（週休２日補正係数）

(1) 土木工事標準積算基準、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表による工事及び森林土木関係工事

補正係数区分	４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
労務費	１．０１	１．０３	１．０５
機械経費（賃料）	１．０１	１．０３	１．０４
共通仮設費	１．０２	１．０３	１．０４
現場管理費	１．０３	１．０４	１．０６

(2) 港湾・漁港請負工事積算基準による工事

補正係数区分	４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
労務費	—	—	１．０５
機械経費（賃料）	—	—	１．０４
共通仮設費	—	—	１．０２
現場管理費	—	—	１．０３

(3) 農業農村整備関係工事

補正係数区分	４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
労務費	１．０１	１．０３	１．０５
機械経費（賃料）	１．０１	１．０３	１．０４
共通仮設費	１．０２	１．０３	１．０４
現場管理費	１．０５	１．０７	１．０９

(4) 営繕工事

補正係数区分	４週６休以上 ４週７休未満	４週７休以上 ４週８休未満	４週８休以上
複合単価、市場単価、物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費	１．０１	１．０３	１．０５

※市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和２年６月２３日付け国営積第４号）を準用する。なお、とり

こわし工事及び撤去工事（設備工事を含む）の場合は、「表Ａ－２建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

(5) 土木工事市場単価の補正係数

名　称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断･転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付枠工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

(6) 港湾漁港工事市場単価の補正係数

名　　称	区　分	補正係数
		４週８休以上
底面工		1.04
マット工（ｱｽﾌｧﾙﾄﾏｯﾄ設置･ｺﾞﾑ系ﾏｯﾄ設置）		1.01
支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.05
	ポンプ車打設以外	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05
伸縮目地工		1.03
係船柱取付工		1.05
防舷材取付工		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		1.05
防砂目地板取付工	陸上施工	1.05
	水中施工	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.04
ペトロラタム被覆		1.05
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.05
	水中施工	1.05
かき落とし工		1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04
汚濁防止枠設置・撤去		1.03
灯浮標設置・撤去		1.04
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.05

異形ブロック製作　型枠工		1.05
異形ブロック製作　コンクリート打設工		1.05